

2. 地域の課題解決に貢献した事例

公民館で行政に頼らないまちづくり ～鹿児島県鹿屋市（やねだん）～

行政に頼らないまちづくりの実践。自治会が様々な活動で自主財源を確保、独自の福祉や青少年育成に取り組んでいる。住民の参加意識も高く、地域再生への挑戦として注目されている。

■ やねだんの概要

鹿児島県鹿屋市串良町柳谷（通称「やねだん」）にある、人口300人、65歳以上が4割という「過疎高齢化」の集落。自治公民館区が全て自力で、土着菌を活用した畜産ふん尿の悪臭除去などの環境対策や独居老人宅への緊急通報装置の設置、集落民の労働奉仕による自前の運動遊園や歴史資料館の建設、地域おこしや教育、福祉等へ活用するための自主財源確保のためのサツマイモ生産など集落民全員が活躍できる場を数多く設け、行政に極力頼らない独自の集落づくりを進めている。

■ 具体的な取組

・自主財源の確保

「サツマイモを育てて、東京ドームにイチローを見に行こう」という高校生向けのイベントをきっかけに、住民を巻き込んだ本格的なサツマイモ作りを実施。サツマイモ作りの収益金は、初年度が27万円、3年目で63万円、5年目で90万円。化学肥料をやめ、土着菌に黒糖や米ぬかなどを混ぜた有機栽培を実施。

・やねだんオリジナル商品づくり

サツマイモを原材料とした『やねだん焼酎』を年間1000本から作りはじめ、10年目で収益が500万円に。収益については、緊急警報装置や、シルバーカー、寺小屋、『住民全110世帯に1万円のボーナス支給』で還元。

・迎賓館事業

空き家を整備し、迎賓館として、移住希望のアーティストを全国公募。「アーティスト村」へ転換させ、子供達に夢を与え、お年寄りに生きがいを与え、空き家の襖にはアートが描かれ、閉店したスーパーがギャラリーに変わり、笑顔の写真や子供達の作品が並ぶ。6年前から7人の芸術家が居住している。



焼酎



迎賓館第1号館

高校を核とした地域活性化 ～島根県立隠岐島前高等学校～

- 人口 H25 : 2,368人 (H20 : 2,370人)
- 学校 小学校 : 2校 (86人)、中学校 : 1校 (56人)、高校 : 1校 (156人) (小中 : H25、高 : H26現在)
- 生徒数 (高校) H24 : 156人 (H20 : 89人)



課題

- 少子高齢化 (高齢化率約40%) により平成20年頃には統廃合の危機 (入学者数H17 : 71人→H20 : 28人)。
- 地域唯一の高校であり、高校の存続が地域の存続と直結。

取組

地域の学校の存在意義 = 地域のつくり手の育成

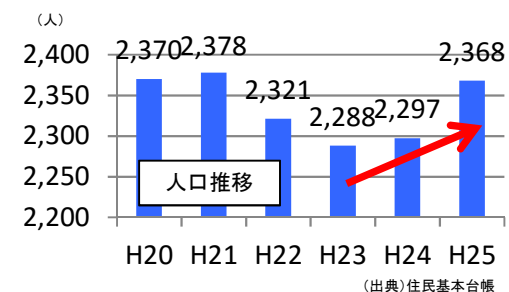
「島前高校魅力化プロジェクト」を発足し、地域総がかりで以下の取組を実施。

※平成20年度に魅力化の会 (地元3町村長、教育長、中学校長、高校長等) を発足。
 実働組織として、現在は、高校教諭、民間事業者、ボランティア団体等による構想実現への推進協議会を設置。
 外部人材としてプロジェクトマネージャーを配置するとともに、高校内にコーディネーターを常駐。

- 地域協働型のカリキュラムとして、地域の課題解決型授業等を実施。
 > 「夢探求 (総合的な学習の時間)」や独自科目「地域地球学」では、海外の企業や大学等と連携したプロジェクトに発展。
- 地域と高校の連携型公営塾「隠岐國学習センター」設立による教育環境の整備。
 > 学校の授業と連動した学習 + 夢ゼミにより地域内外の大人も参画した議論の場を形成。
- 異文化や多様性を取り込むための全国・海外から生徒を募集する「島留学」を実施。

➡ **入学希望者は増え続け、異例の学級増、ひいては人口増を実現。
 「いずれ島に戻り、世界のモデルとなる町にしたい」と夢をもって進路を選択する生徒が増加**

【生徒数】 H20 : 89人 ⇒ H24 : **156人**
 【人口】 H23 : 2,288人 ⇒ H25 : **2,368人** (80人増)



高校生と地域が協働した地域ビジネスの創出 ～三重県立相可高校～

地方創生、地域振興の観点から、高校生が地域の大人と共にソーシャルビジネス(※)の展開により地域の課題を解決していく取組。

■ SBPの概要

高校生らが地域資源を学び、見直し、活用して“まちづくり”や“ビジネス”を提案し、その取組を、地域で応援し支えていくもの。

三重県多気町にある三重県立相可(おうか)高等学校 食物調理科 調理クラブが運営する高校生レストラン等を先進事例として、現在、同様の取組が全国に広がっている。

※ソーシャルビジネス:(Social Business Project、略称:SBP)
社会的課題への取組を、継続的な事業活動として進めていくこと。地域の自立的支援や雇用創出につながる活動として有望視されている。(小学館デジタル大辞泉より)



■ 具体的な取組

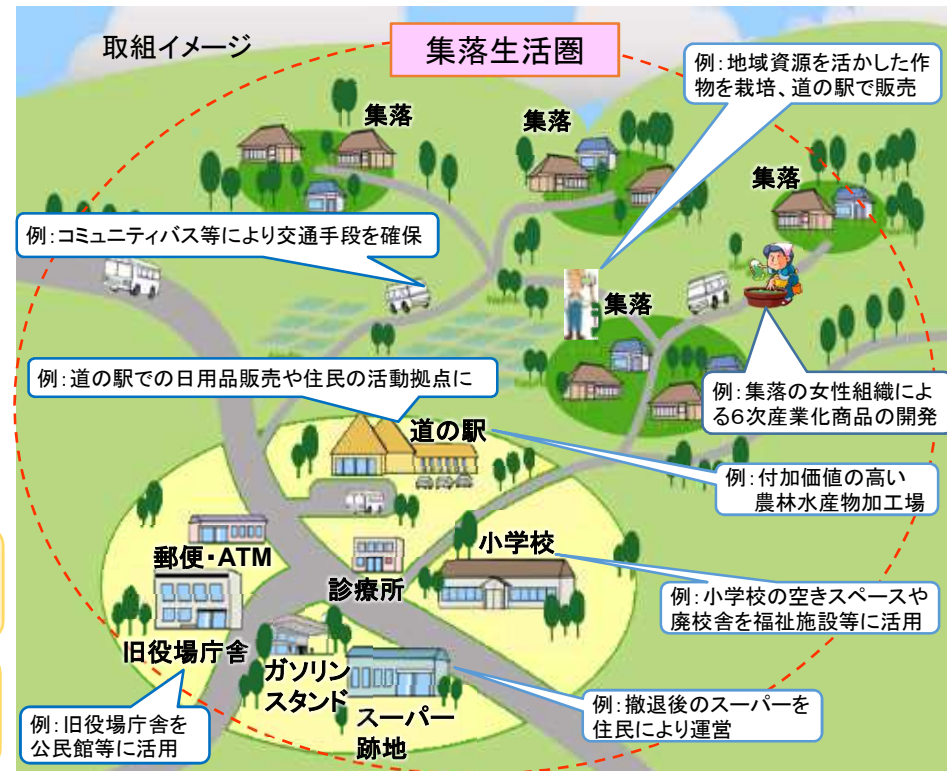
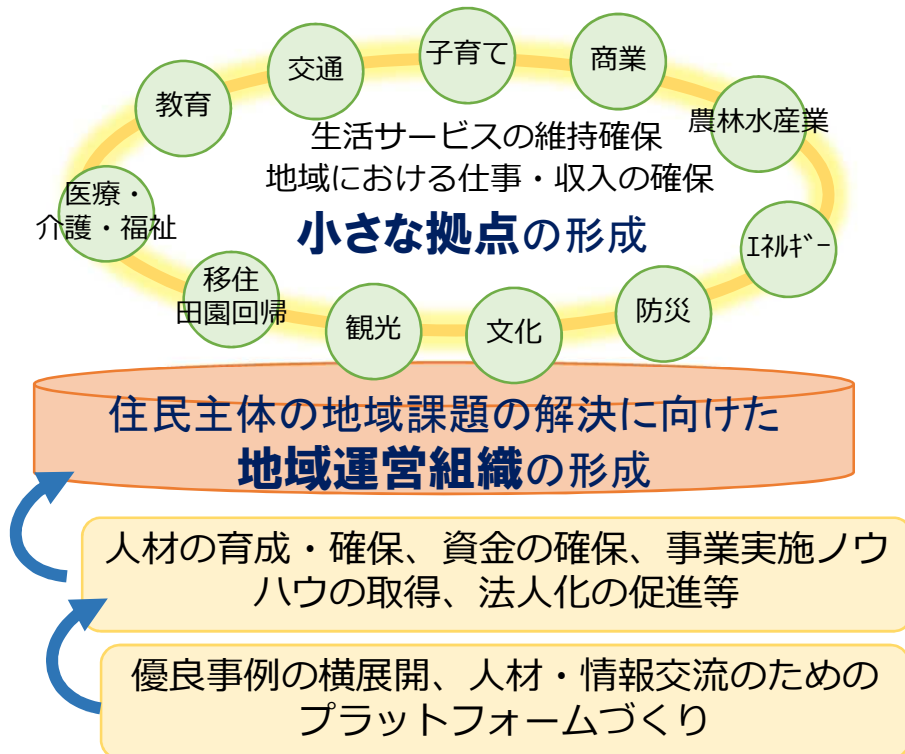
○ 高校生レストランでの人材育成が地域に拡大(三重県立相可高校食物調理科調理クラブ)

- ・地元多気町と連携し、農業公園「五桂池ふるさと村」に、高校生が運営する研修レストランを開設。高校生は、仕入れから調理、接客並びに経理まで一貫した実践を通して高い実践力を身に付けている。
- ・隣接する農産物販売所から仕入れた地元食材を活用して料理を提供し、連日満員の賑わいを見せている。年間約15000食、売上高は約5000万円となり、現在は、自治体からの補助を受けずに自主運営を行っている。
- ・県内外からの利用客が増えたことで、地域の交流人口の増加に貢献している。
- ・高校生らが地元農産物の「伊勢いも」を食材として活用したことにより、地元特産品として新たな注目を集めるなど、地域の活性化に貢献している。
- ・地元でUターンする者や、「せんぱいの店」など飲食業に携わる者が増えたこと、高校生レストランをきっかけとしてその卒業生らの離職率が改善されたことなど、地域の人材定着に好循環を生み出している。

「小さな拠点」と「地域運営組織」との連携

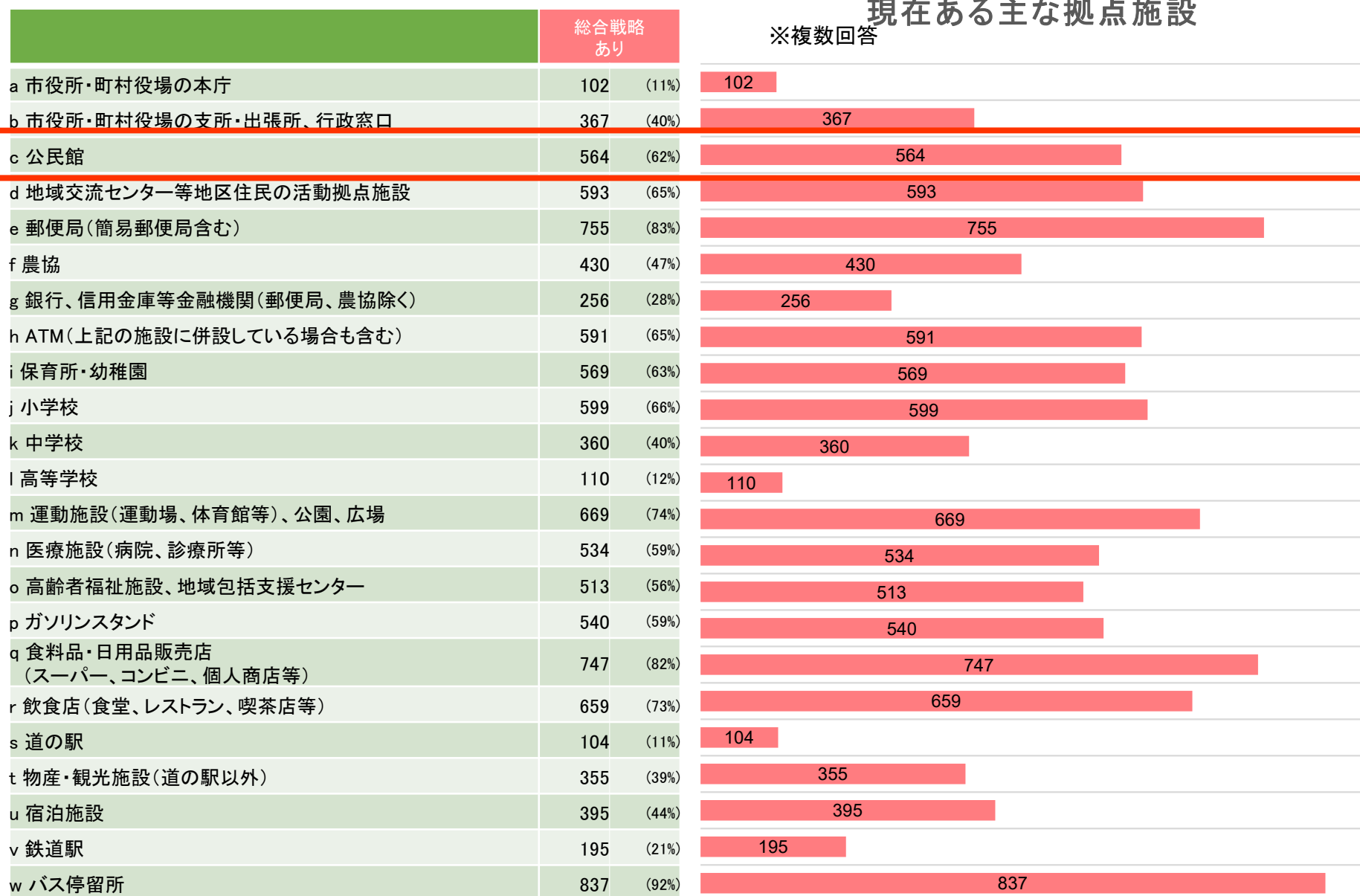
平成30年1月31日 第29回全国公民館セミナー
(まち・ひと・しごと創生本部事務局説明資料)

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- 2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所(2017年5月:908箇所)、地域運営組織を全国で5,000団体(2016年10月:3,071団体)形成する。



➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

公民館は、「小さな拠点」における重要な拠点

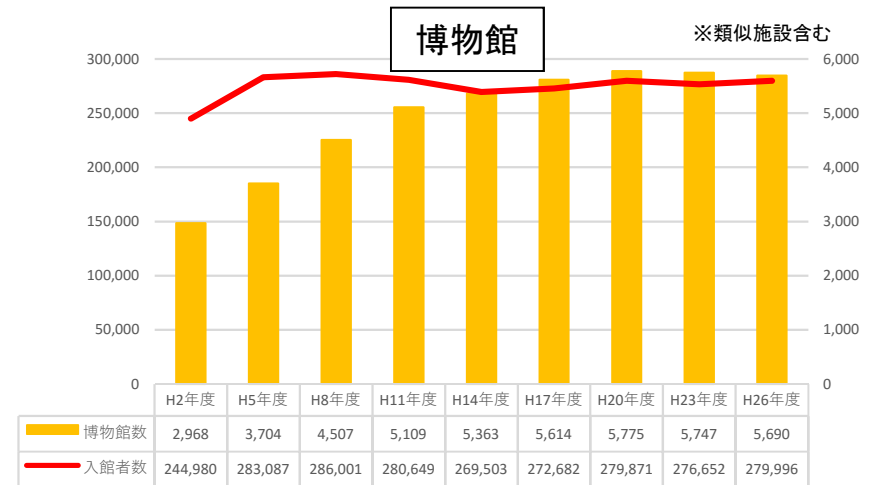
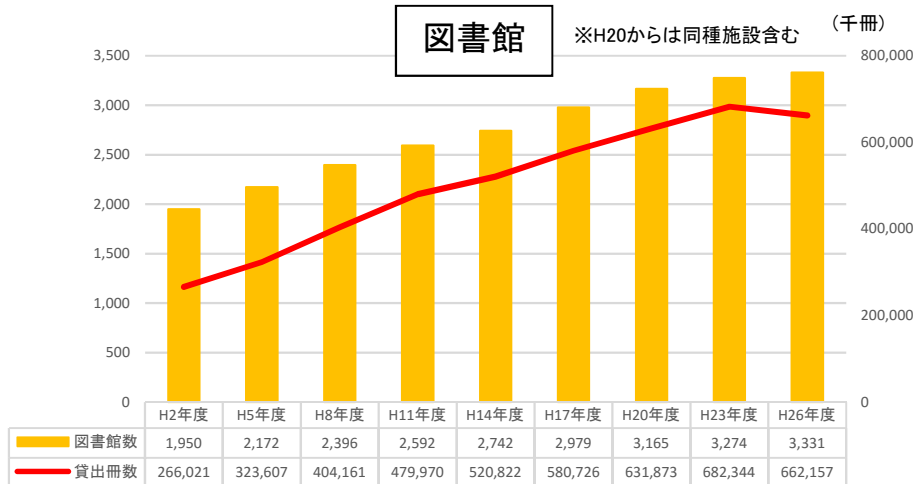
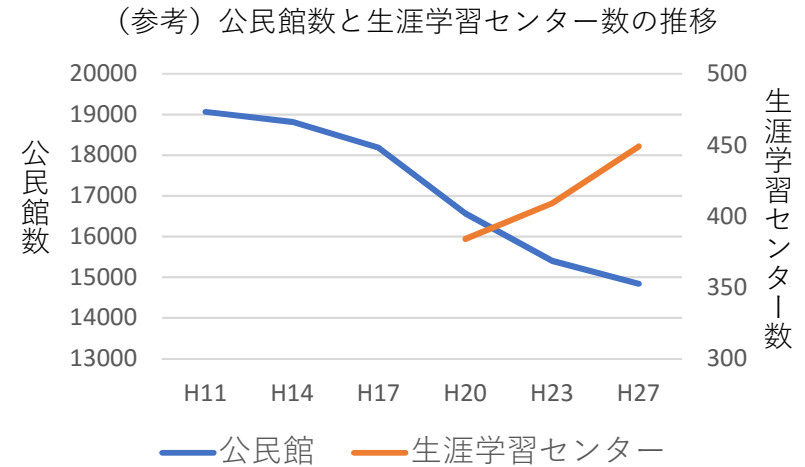
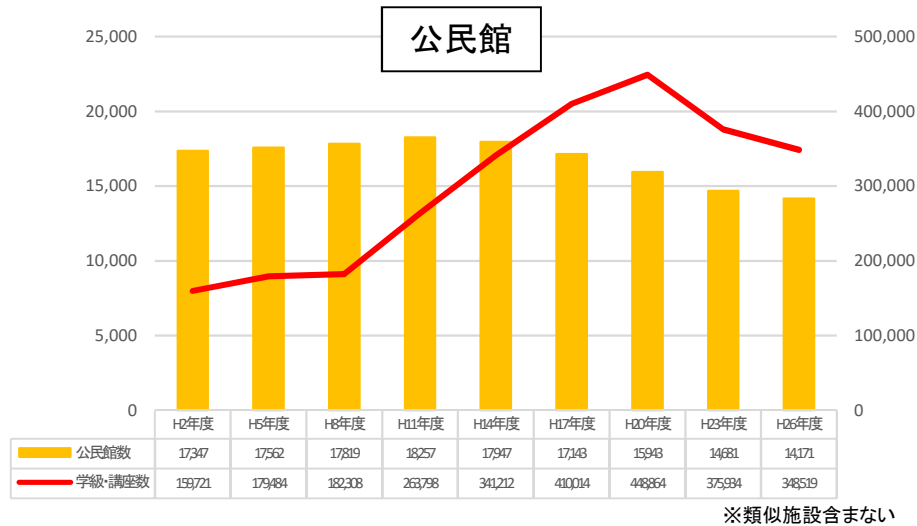


3. 社会教育施設の運営について

②

主な社会教育施設の数と利用状況

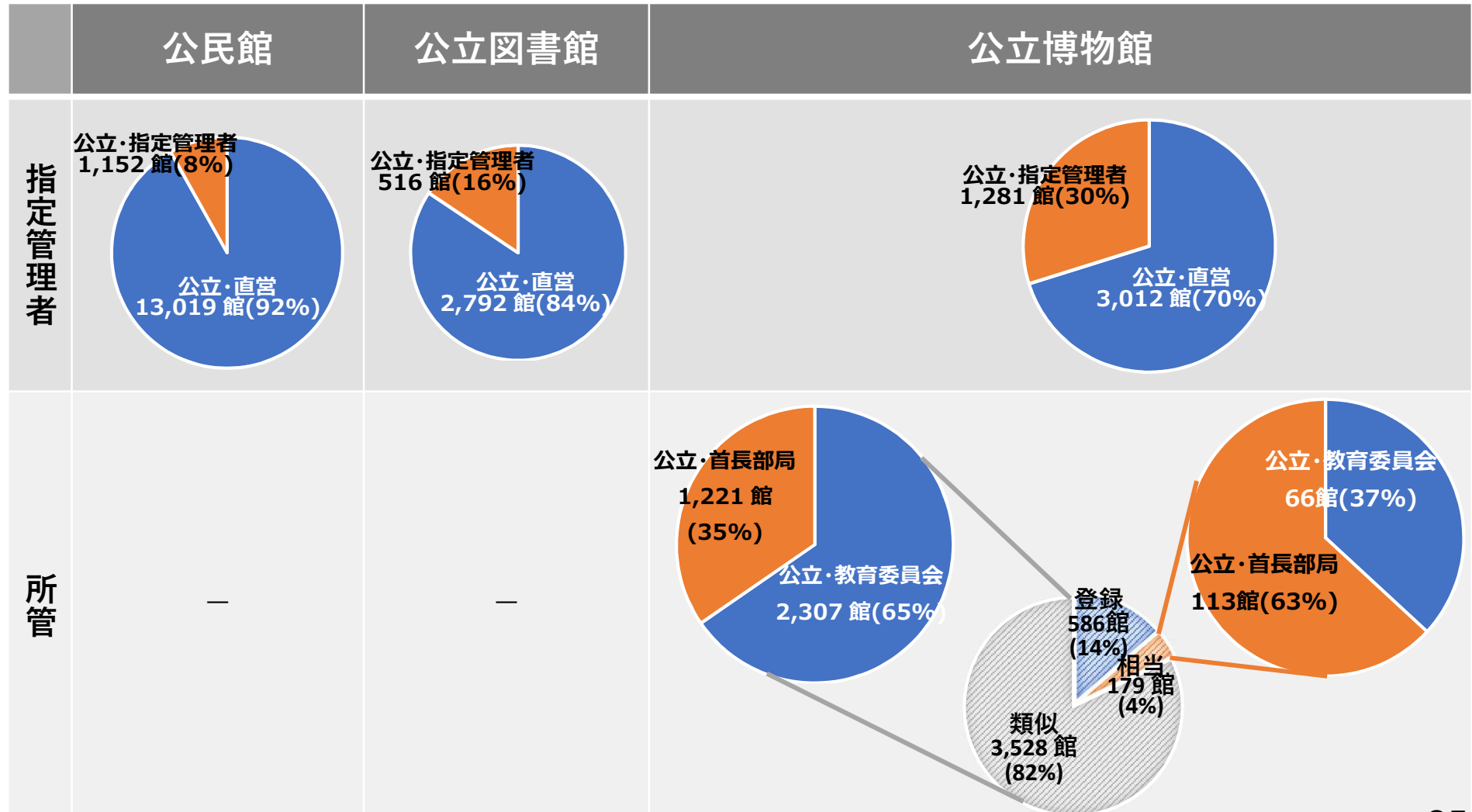
公民館は館数、学級・講座数とも減少傾向。要因として、コミュニティセンター等の施設としての転用、施設の老朽化や市町村合併に伴う廃止・整理統合が考えられる。博物館、図書館は増加傾向。



※施設数については各年10月1日現在の数値であり、学級・講座数、貸出冊数及び入館者数については、前年度間の数値である。
 ※H23の学級講座数、貸出冊数及び入館者数には、岩手県、宮城県、福島県の数値は含まれない。 資料：社会教育調査

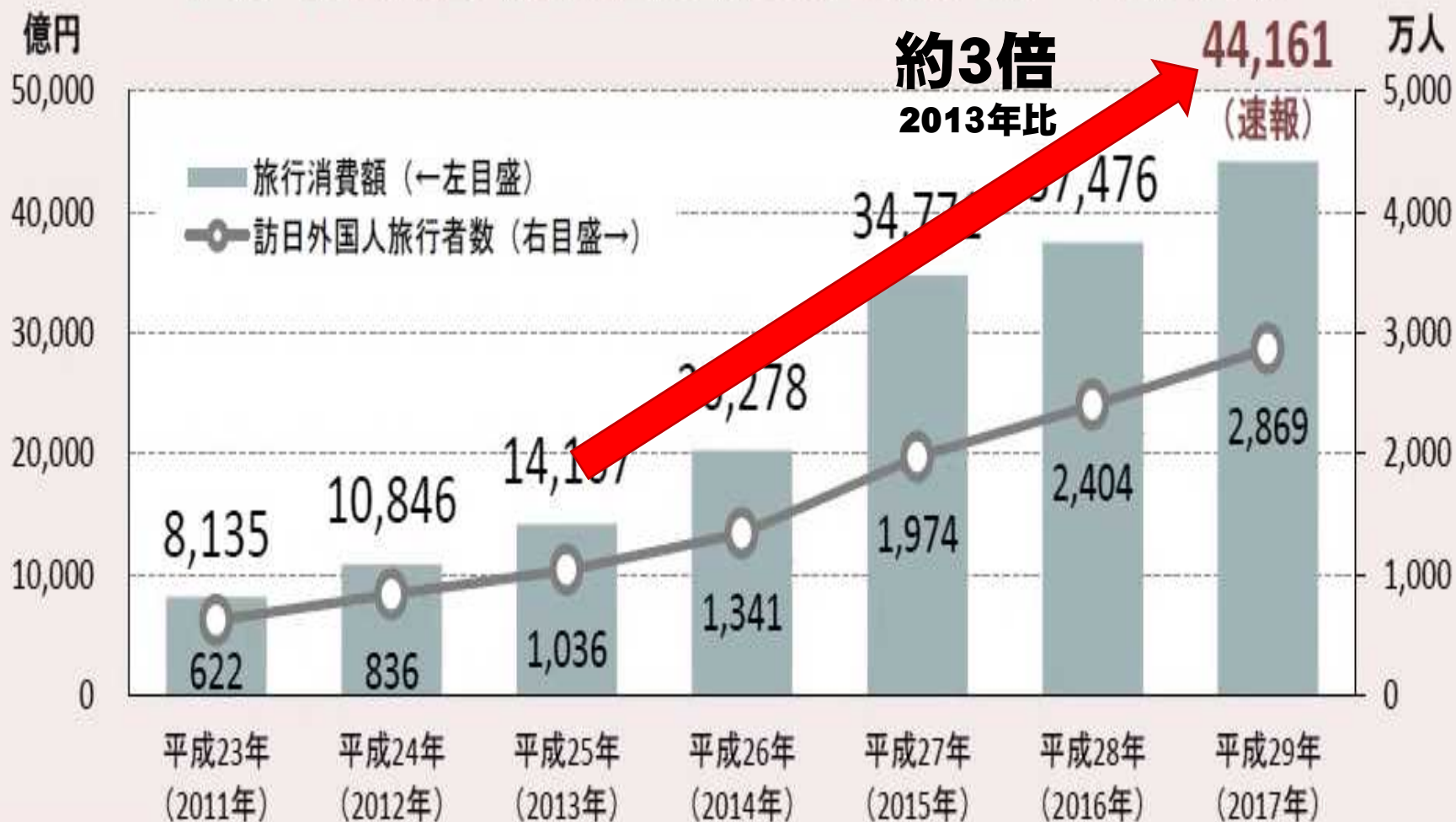
公立社会教育施設の設置・管理状況について

指定管理者の割合、首長部局が所管する割合ともに博物館が最も高い。



訪日外国人旅行客数は大幅に増加（2013年比で約3倍）

【図表1】訪日外国人旅行消費額と訪日外国人旅行者数^注の推移（暦年）



注) 出典: 日本政府観光局 (JNTO)

平成29年1~10月は暫定値、11~12月は推計値を使用。

本資料に掲載している平成29年(2017年)及び平成29年10~12月期の数値はすべて速報値であり、今後改訂される可能性がある。なお、平成29年の速報値は平成30年3月末に公表予定。

出典: 観光庁観光統計【訪日外国人消費動向調査】(平成30年1月16日)

教育委員会制度の概要

教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定。
- 教育委員会は、常勤の教育長1人と非常勤の教育委員4人の原則5人で構成。任期は教育長は3年、教育委員は4年でそれぞれ再任可。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)。地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命。

制度の趣旨

A 政治的中立性の確保

- 教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

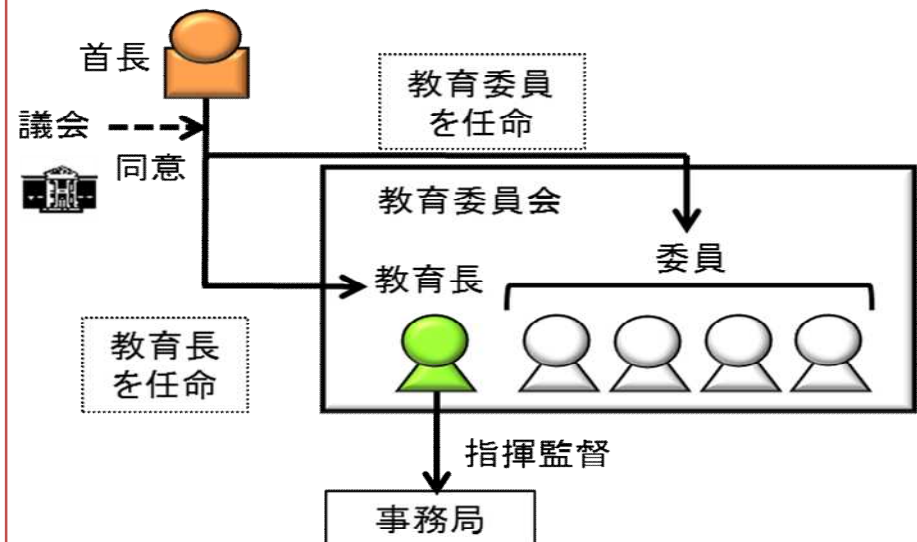
B 継続性・安定性の確保

- 特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

C 地域住民の意向の反映

- 教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

(イメージ図)



教育委員会・首長の役割分担

①教育委員会と首長の職務分担

<p>教育委員会</p>	<p>○学校教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の設置、管理 ・教職員の人事・研修 ・児童生徒の入学、退学 ・学校の組織編成、教育課程、生徒指導 ・教科書採択 ・校舎等の施設の整備 	<p>○社会教育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座、集会の開設等、社会教育事業の実施 ・公民館、図書館、博物館等の設置、管理 <p>○文化財の保護に関すること</p> <p>○学校における体育に関すること</p>
<p>原則教育委員会が管理・執行するが、条例を制定すれば首長に移管できる事務</p>	<p>○文化に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化事業の実施 ・文化施設の設置管理 	<p>○スポーツに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ事業の実施 ・スポーツ施設の設置管理
<p>知事 市町村長</p>	<p>○大学に関すること</p> <p>○私立学校に関すること</p> <p>○教育財産の取得・処分</p>	<p>○契約の締結</p> <p>○予算の執行</p>

②合議制の教育委員会が自ら管理・執行する必要がある事務（教育長に委任できない事務）

- 教育に関する事務の管理・執行の基本的方針に関すること
- 教育委員会規則・規程の制定、改廃に関すること
- 教育委員会所管の学校・教育機関の設置、廃止に関すること
- 教育委員会やその所管の学校等の職員の任免その他人事に関すること
- 教育に関する事務の管理・執行の状況の点検・評価に関すること
- 教育事務の予算その他議会の議決を経るべき事項の議案について長に具申する意見に関すること

教育委員会制度改正(H27. 4. 1~)のポイント

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化
- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

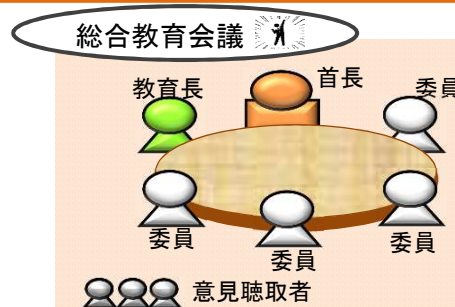
- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

- ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。
(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- 協議、調整事項は以下のとおり。
 - ①教育行政の大綱の策定
 - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置



- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

教育委員会から首長部局への事務委任・補助執行の状況

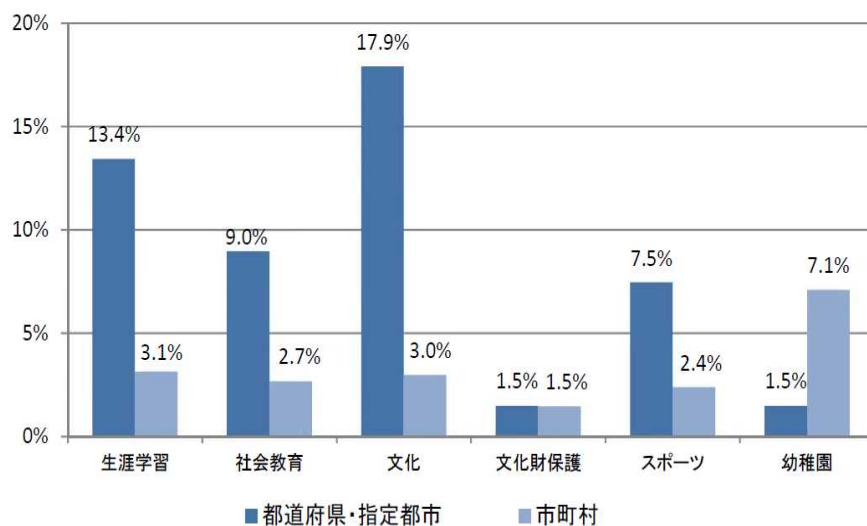
- 教育委員会の所管する事務のうち、生涯学習・社会教育・文化・文化財保護・スポーツ・幼稚園の各分野に関する事務の一部について、地方自治法第180条の7の規定により、首長部局への事務委任・補助執行を行うことができる。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

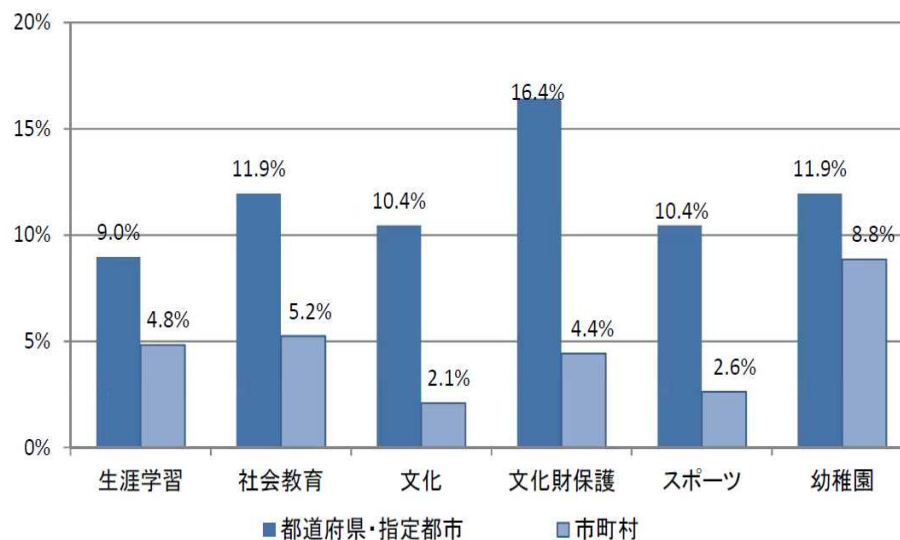
第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

【図14】事務委任・補助執行の状況

○事務委任



○補助執行



社会教育施設の集約化・複合化の事例

複合施設としての相乗効果、民間の力

東根市公益文化施設 まなびあテラス(山形県東根市)

- 施設概要: 図書館・美術館・市民活動支援センター
- 所管: 教育委員会
- 管理運営: 民間
- 具体的事例:

図書館と美術館でそれぞれの催事に連動したイベントを開催することで、集客力を互いに享受できるようになった。



展示会と連動した図書館での蓄音機ライブの開催

コスト削減を含めた管理運営の工夫

学びピア21(東京都足立区)

- 施設概要: 生涯学習センター・図書館・放送大学学習センター
- 所管: 生涯学習センター及び図書館は区長部局(補助執行)
- 管理運営: 生涯学習センターは指定管理者、図書館は区長部局
- 具体的事例/
指定管理者による施設全体(設備含む)の一体管理。防犯、防災体制についても館全体で避難訓練を実施し、意識の共有を図っている。



学びピア21外観

住民意見の採用

おおい町里山文化交流センター(福井県大飯郡おおい町)

- 施設概要: 公民館・図書館
- 所管及び管理運営: 教育委員会
- 具体的事例:

施設の役割について考えるワークショップを行政と住民の共催で行った。さらに参加者から施設運営のボランティア団体が誕生するなど、施設への関心が継続している。



施設のあり方を考えるワークショップ“みんなで考える集い”

地域コミュニティの拠点づくり・にぎわいづくりへの貢献

オガールプラザ(岩手県柴波群紫波町)

- 施設概要: 図書館・地域交流センター・子育て応援センター・民間施設
- 所管: 図書館は教育委員会
- 管理運営: 図書館は町長部局(補助執行)
- 具体的事例:

駅前の施設整備により、200人の雇用が生まれるとともに、エリア価値が高まったことで、医療機関の進出など民間投資が生まれ、エリア内の人口が400人増加した。



オガールプラザ外観

他部局との連携による子育て支援の充実

ゆいの森あらかわ(東京都荒川区)

- 施設概要: 中央図書館、吉村昭記念文学館、子供のための施設
- 所管及び管理運営: 区長部局(補助執行)
- 具体的事例:

3施設の機能を融合することで、多世代の利用者を呼びこみ、世代間交流につながっている。体験的な遊びや学びの提供を活発に行い、「賑やかな図書館」へ。

3つの機能を1つの部署で管轄することにより各機能間の連携の強化、一体的な業務推進につながっている。

壁一面の絵本に囲まれた「ゆいの森ホール」



子育て中の親同士や、多世代間の情報交換の拠点となるための交流スペース

教育委員会所管以外の博物館の取組の事例

直営施設

旭川市旭山動物園

- ・107種612点(H29.4現在)の動物を飼育する、国内でも上位の入園者を記録する動物園(類似施設)
- ・所管は旭川市経済観光部 ・平成28年度入園者数は143万人

○ 教育事業

園内での解説活動の他に、学校との連携に積極的取り組んでいる。

◆GAZE(旭山動物園教育研究会)

学校と動物園双方が融合した教育活動の在り方を探る、大学、学校、動物園の三者間の合議組織。研修会の開催や実践的研究活動を行っている。

◆出張授業

市内の小中学校に獣医等を派遣。園の所蔵教材や小型動物を使用して、総合、生活等の授業の補助を行う。



○ 展示事業

形態展示以外の手法に取り組んでいる。

◆行動展示

動物本来の行動を引き出す構造を飼育舎に取り入れる他に、運動不足解消のためのプログラム等を実施。同活動により、エンリッチメント大賞を複数年受賞。



東京都江戸東京博物館

- ・江戸と東京の歴史や文化を伝えることを目的とした歴史博物館(相当施設)
- ・所管は東京都生活文化局 文化振興部企画調整課 ・平成28年度入館者数は90万人(分館含む)

○ 人材育成事業

インターンシップや学芸員実習の受入(計23名)の他に、中学生の職場訪問や職場体験にも対応(計126名)。



○ 国際交流事業

◆日中韓国際シンポジウム

首都における歴史博物館の交流を目的として、平成14年度から輪番制で開催。

○ 資料収集・保管事業

収蔵資料は61万点(H29.3現在)にのぼり、その内、徳川家康着用の胴服等4件286点が国の重要文化財に指定されている。



指定管理施設

千葉市美術館

- ・江戸絵画や現代美術を中心に展覧会を開催している美術館(類似施設)。区役所との複合施設。
- ・所管は千葉市市民局 生活文化スポーツ部文化振興課 ・平成27年度入館者数は16万人

○ 展示事業

企画展と所蔵作品展を合わせて年間10回以上の展覧会を開催。関連するシンポジウムやギャラリートークなども実施。



○ 学校連携事業

平成15年度より、市内の公立学校と連携して「小中学生鑑賞教育推進事業」を実施。バスでの送迎と鑑賞プログラムのパッケージ化により、学校団体の利用をうながしている。



スポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化

- スポーツ・文化に関する事務については、地域づくり等の観点から、地域の実情や住民のニーズに応じて、条例で定めるところにより、首長が管理執行することができる(地教行法第23条)。
- この規定に基づき、条例によりスポーツに関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で29(平成26年度:28)、市町村で146(同:123)、文化に関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で29(同:29)、市町村で139(同:115)。

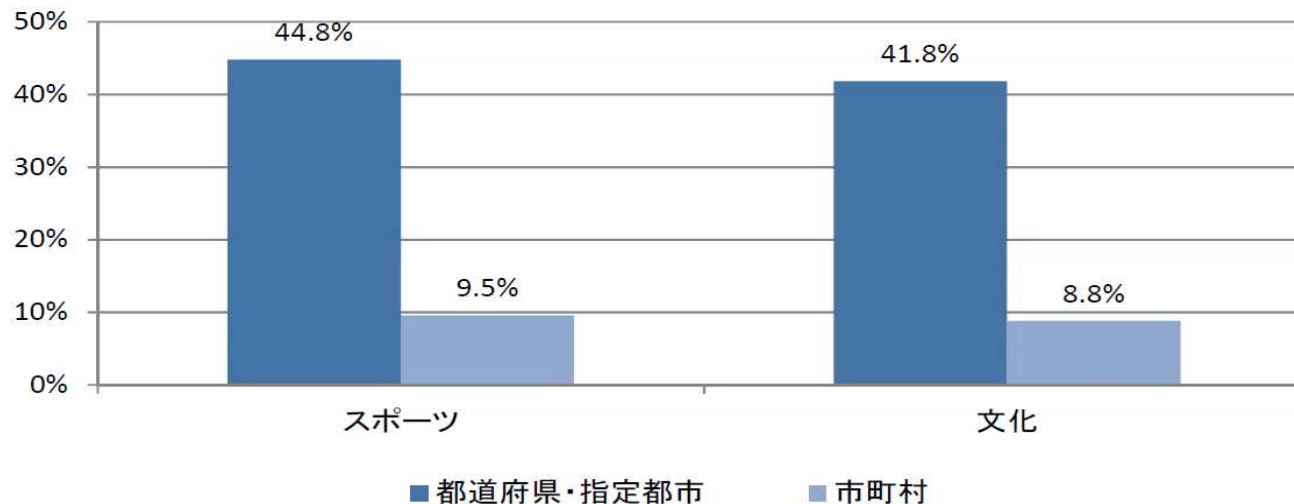
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)
(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関する事(学校における体育に関することを除く。)
- 二 文化に関する事(文化財の保護に関することを除く。)

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

【図13】スポーツ・文化に関する事務を首長が管理・執行している教育委員会



スポーツ施設の事例 ～オガール紫波～

- 公民連携で地域活性化のための複合施設（街なか）にスポーツ施設（バレー専用体育館、多目的屋内施設、フットボール場）を組み込む。
- 稼働率を上げて、街・施設への集客の柱になっている。

基本情報

- 岩手県紫波町（人口3万3千人）に公民連携で地域活性化を目的とした“オガールプロジェクト”として、紫波駅前の町有地10haを中心に、ホテルやバレーボール専用体育館、フットボール場、図書館、カフェ、レストラン、産地直売の市場（マルシェ）等の施設を整備

アリーナ

- その中の「オガールベース」に、日本初のバレーボール専用体育館「オガールアリーナ」があり、五輪やW杯でも使用される床材を用い日本代表やVリーグの合宿などにも利用。Vリーグの試合開催も有。アリーナには、宿泊施設「オガールイン」が隣接。ビジネスや観光の拠点として宿泊できるホテルで、合宿用のドミトリーもある
- 多目的屋内施設「サン・ビレッジ紫波」や日本サッカー協会公認のグラウンドを有する「岩手県フットボールセンター」もある
- オガール広場に面した官民複合施設「オガールプラザ」は延べ面積5800㎡の2階建て建築。1階には、中核施設となる紫波町図書館
- 図書館隣接の「紫波マルシェ」には、朝採り野菜や畜産加工品、三陸産の魚介類、スイーツなどが並び、年間約4億円を売上げる
- 図書館とマルシェのほか、1階にはカフェなどの飲食店、眼科、歯科といった民間テナントが入居。2階には音楽スタジオやアトリエスタジオ、市民ギャラリーが併設されている町の「交流館」。隣接して、紫波町の子育て応援センターが入る
- オープン時から、オガールプラザの入居率は100%。160人以上の雇用を創出し、年間80万人以上が来訪

●オガール紫波



出典:オガール紫波公式HPより

スポーツ施設の事例 ～広島市民球場 MAZDA Zoom-Zoomスタジアム～

- 商業や住宅の一体開発で、スタジアム内は様々な工夫を凝らして設計。
- 広島東洋カープのリーグ優勝による経済効果のほか、カープ女子など様々な波及効果を創出。

基本情報

- 2009年に新広島市民球場としてオープン
- 新球場の建設に向けて、2004年に官民で組織する「新球場建設促進会議」が設置され、2005年に新球技場建設の方向性を取りまとめ
- 約4万㎡の野球場を90億円で作ることが条件
- 球団と一緒にアイデアを持ち寄りVIPの個室、パーティー席、砂かぶり席、寝ころび席等、多様な観客席をコンコース上に配置
- 広島市が所有する野球場で、広島東洋カープが指定管理者として運営管理
- JR車窓から試合が見えるなど、まちとの一体感を作り出し、スタジアム周辺に結婚式場やマンション、スポーツクラブなどが集積
- 障害者や高齢者、子ども連れなどが利用しやすい設計で、幅が広く段差のないコンコースやスタジアムに来やすいプロムナード

● MAZDA Zoom-Zoomスタジアム



● ニーズに合わせた多様な座席



● 段差のないコンコース



複合化・周辺の地域開発



新幹線駅前に立地



結婚式場



スポーツクラブ



マンション

文化施設の事例 ～劇場・音楽堂等を核とした取組～

岐阜県可児市

可児市文化創造センター



- 設置者 / 可児市
- 運営者 / (公財)可児市文化芸術振興財団
- 開館年 / 平成14年(2002年)7月
- 施設概要 / 主劇場(1,019席)、小劇場(311席)、映像シアター、音楽練習室、木工作业室など様々な用途に応じた17の諸室を有する総合文化施設。

- ◆ 人口10万人の可児市において年間約30万人が来館。地域のにぎわい創出に貢献。
- ◆ 文化芸術を活用して、子育て支援、高齢者の生きがいづくり、多文化共生などの地域課題に取り組む「まち元気プロジェクト」を展開。公民館や福祉施設で実施する年間400回以上のワークショップには延べ7千人以上の市民が参加し、コミュニティの形成に寄与。
- ◆ 県立高校において自己表現力とコミュニケーション能力の養成を目的に演劇手法を活用したワークショップを実施。中途退学者が約3分の1となり、新入生の定員割れも解消。
- ◆ 経済波及効果：11.6億円
- ◆ 雇用効果（岐阜県内）：53人（平成21年度）



まち元気プロジェクト



兵庫県西宮市

兵庫県立芸術文化センター



- 設置者 / 兵庫県
- 運営者 / (公財)兵庫県芸術文化協会
- 開館年 / 平成17年(2005年)10月
- 施設概要 / 大ホール(2,141席)、中ホール(800席)、小ホール(417席)の3つのホールを有する。

- ◆ 阪神淡路大震災からの復興のシンボル。西宮北口駅再開発の中核施設として開館。
- ◆ 世界的な指揮者である佐渡裕芸術監督のもと、多彩な公演を実施。
- ◆ 公演入場者数は年間約50万人。周辺の商業施設と一体となり地域に賑わいをもたらす。
- ◆ 開館以降、西宮北口駅の乗降客数が増加し、駅周辺人口は震災前水準へ回復。
- ◆ 関西の「住みたい街ランキング」では西宮北口駅が1位。
- ◆ 経済波及効果：149.1億円（平成26年調査）
- ◆ 雇用効果（兵庫県内）：509人（平成26年調査）



平成29年オペラ「フィガロの結婚」前夜祭



平成29年大規模修繕期間中ロビーコンサート“劇場はみんなの広場”

地方からの提案等に関する対応方針

【平成29年の地方からの提案等に関する対応方針】(平成29年12月26日 閣議決定)

○ 博物館法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律

公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。
その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【平成26年の地方からの提案等に関する対応方針】(平成27年1月30日 閣議決定)

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

図書館・博物館の設置・管理の所管部局(23条12号及び32条)を地方公共団体の判断により決定することができる制度については、法制度上の課題等を精査し、その実現方策について検討の上、必要な措置を講ずる。

構造改革特区（遠野市）への対応

特区認定を受けている遠野市について、平成28年5月25日に以下「今後の対応方針」のとおり評価が確定。これを受け、平成28年度末に再評価の予定だったものの、遠野市における事業実施が未だ「準備段階である」ことが判明、継続案件となっている。

○ 特区の概要

- 教育委員会が行うこととされている、公立学校及び社会教育施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能とする。（関係法令：地教行法23条・24条）
- 認定計画数：1件（遠野市（平成21年度））

○ 評価結果 その1（平成28年5月25日 構造改革特区本部 評価・調査委員会）

- 認定地方公共団体において構造改革特別区域法第29条の規定に基づく規則の整備がなされ、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見た上で、速やかに評価を行う。
- 関係府省庁及び事務局においては、認定地方公共団体に対して規則の整備を促すこと。
- 事務局においては、特区計画に掲げられた小学校への児童館併設事業の実施目途及び認定地方公共団体の総合教育会議における本特例措置の位置付けの議論について認定地方公共団体に確認することともに、本特例措置に関して他の地方公共団体の活用ニーズについて整理すること。
- 関係府省庁においては、本特例措置の全国展開を進めるという視点が重要であり、どのようにすれば全国展開の可能性はあるかについて事務局とともに検討すること。
- 上記の確認・整理事項については、平成28年度に評価・調査委員会に報告すること。

○ 評価結果 その2（平成29年8月9日 構造改革特区本部 評価・調査委員会）

- 当該地方公共団体における特定事業の実施は、組織体制の整備も含め、未だ「準備段階にある」ことが判明。認定地方公共団体に対し、特区計画の適切かつ円滑な実施を促すとともに、随時の状況確認及び適切な指導を行っていく。
- 全国展開について検討したところ、遠野市において、①本特例措置の活用により、社会・経済的効果（施設利用者数の増加等）が発現しているか、②本特例措置の活用にあたっての要件・手続き上の課題（教育活動における支障、安全管理上の課題等）を克服できているか、③関係機関間・学校・地域における合意形成等の課題が生じていないかといった点が確認され、教育の政治的中立性が確実に担保されるとともに、学校等施設の管理及び整備について、教育委員会が担うよりも、効率的かつ効果的に行われることが客観的に明らかになった場合は、全国展開が可能となりうる。

(参考1) 文化財保護について

【平成29年の地方からの提案等に関する対応方針】(平成29年12月26日 閣議決定)

○ 文化財保護法(昭25 法214)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31 法162)

地方の文化財保護に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律21 条14 号)については、文化財保護に関して優れた識見を有する者により構成される審議会を置くものとする、文化財保護に知見を有する職員を配置することなど、専門的・技術的判断の確保等の措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が管理し、執行することを可能とする。

【文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について】(平成29 年12 月8日文化審議会第一次答申)

2. 地方文化財保護行政の所管

文化財保護の所管に関しては、これまでも教育委員会制度全体の見直しの中で議論があったところであり、平成25 年12 月13 日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」で整理されたとおり、文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点(文化財保護に関する事務に係る専門的・技術的判断の確保等の四つの要請)を十分に勘案することが必要である。このことを踏まえ、今後とも、文化財保護に関する事務を教育委員会が所管することを基本とすべきである。

しかしながら、文化行政全体としての一体性や、景観・まちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、各地方公共団体が文化財保護に関する事務をより一層充実させるために必要かつ効果的と考える場合は、四つの要請に対応できるよう各地方公共団体において環境を整備しつつ、条例により、首長部局において文化財保護に関する事務を執行・管理することを可能とする仕組みとすべきと考えられる。これによって、文化財の保存と活用の両面から取組が一層進めやすくなると考えられるが、活用面の取組が文化財の本質的価値の毀損に至らないよう、文化財保護に関する事務の執行・管理に当たっては、一段と深く留意することが必要である。

このため、事務を首長部局に移管することとする場合には、四つの要請に対応するための環境の整備として、現在は任意で地方公共団体に設置できるとされている地方文化財保護審議会に関して、文化財に関して優れた識見を有する者により構成されることとし、必ず置くものとすることを制度上も明確にする必要がある。

また、地方文化財保護審議会は文化財保護法第190 条において、諮問に応じるだけでなく、建議(将来の行為に関し自発的に意見を申し出ること)の権限を有することが規定されているが、地方公共団体によって運用にばらつきがあるといった指摘もあることを踏まえ、地方文化財保護審議会が、当該地方公共団体における文化財行政の進捗について適切に報告を受けながら、必要な場面で効果的に機能するよう運用を強化することが必要である。

加えて、文化財担当部局への専門的な知見を持つ職員の配置の促進や、配置された職員の専門性向上のための研修等の充実、コンプライアンスの徹底、文化財行政に係る透明性の向上、学校教育・社会教育担当部局との日頃からの緊密な連携・協力関係の構築等が強く求められ、これらに総合的に取り組むことにより、四つの要請に適切に対応することが必要である。

(参考2) 社会教育施設の所管に関するこれまでの主な中央教育審議会答申等

□ 地方分権時代における教育委員会の在り方について(平成17年1月教育制度分科会地方教育行政部会まとめ)

教育に関する事務の中で首長から独立して執行する必要があるものとしては、教育の政治的中立性の確保及び教育の自主性の尊重のために当然に必要であると考えられる1学校や社会教育機関における教育内容に関すること、2教科書その他教材の選択に関すること、3教職員の採用その他人事に関すること、4教員免許状の授与に関すること、5学校や教員に対する評価に関すること、などがある。このため、学校教育及び社会教育に関する事務は、引き続き教育委員会が担当するものとして存置すべきである。

このうち社会教育は、主として公民館、図書館、博物館において行われているが、公民館が自主事業として実施する各種の講座は、学校における教育活動と同様に人格形成に直接影響を与えるものであり、対象が成人であったとしてもその内容については政治的中立性の確保が必要となる。また、図書館、博物館についても、図書や展示資料の選択について政治的中立性が要請されるものである。

□ 新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について(平成20年2月中央教育審議会答申)

前述の「生涯学習支援に関する事務(学校教育・社会教育に関するものを除く)」については地方自治体の判断により首長が担当している例もある。しかしながら、社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみると、教育委員会が所管することが適当であると考えられる。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となっている。

なお、社会教育施設の所管に関しては、地方公共団体の長へ改めてもよいとする指摘がある一方で、社会教育施設は多様で自主的な教育活動を助長することを目的とするものであり、政治的中立性の確保等の観点から教育委員会の所管が望ましいという指摘もある。社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これらを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある。

□ 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ(審議の整理)(平成25年9月生涯学習分科会)

地方教育行政の在り方の方向性については、今後、中央教育審議会教育制度分科会での結論を待つ必要があるが、教育委員会制度がどのような形になったとしても、社会教育行政を展開していく上では、教育委員会制度の趣旨とされている①教育の政治的中立性の確保、②継続性・安定性の確保、③地域住民の意向の反映といった教育の特性への配慮については、学校教育と比べるとその度合いに強弱はあるとしても、引き続き担保する仕組みを構築する必要がある。なお、その際、社会教育とも密接な関係がある地域の課題解決にかかわる住民の活動においては、行政も含めた関係者間での意見や考え方が異なることがしばしば見られる点にも留意する必要がある。

また、第2期教育振興基本計画においても、学校、家庭、地域社会が連携・協力して子供を育成していくことがますます重要となる旨記載されているように、社会教育と学校教育は生涯学習社会の構築を担う車の両輪として、基本的に今後も一体となって執行されることが望ましいと考えられる。

一方、社会教育行政については、近年、地域づくりの観点や福祉の観点、男女共同参画の観点、青少年の健全育成の観点など首長部局との関係も深く、首長部局で担当する場合は、他の行政分野における諸施策との連携・協力を通じて、地域の多様な社会教育活動が一層促進されるとともに、社会教育行政における新規事業の立ち上げが活性化するなどの利点も見込まれる。また、このような社会教育活動の広がりや他の行政との関連性の広範さからすれば、首長において所管するそれぞれの行政分野の取組にも相乗効果を上げることが期待できるとの考えもある。このような考え方から、現在でも、社会教育に関する事務については、一部の自治体では、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の事務の一部を首長に委任したり、首長部局の職員に補助的に行わせたりする方法により、首長部局がこれらの事務を執行している事例も見られる。

(続く)

(続き)

以上に鑑みると、社会教育に関する事務については、学校教育との連携や生涯学習社会の構築の観点から、学校教育行政と一体として担当することの利点が大きいものと考えられる。一方、自治体の組織編制における自由度を拡大する観点から、地方自治体の実情や行政分野の性格に応じ、自治体の判断により、首長が担当することを選択できるようにするなど弾力化を図っていくことも一考に値すると考えられる。ただし、その場合、社会教育行政が首長部局の他の行政分野の中で埋没し、憲法で保障された教育の機会均等の原則や教育基本法第1条で規定された教育の目的を学校教育以外の領域で実現するという社会教育行政の本来の目的が見失われることがないよう、前述のように教育の特性への配慮について引き続き担保する何らかの仕組みを検討する必要がある。

□ 今後の地方教育行政の在り方について(平成25年12月中央教育審議会答申)

この点、教育に関する事務の中で首長から独立して執行する必要があるものとは、特に教育の政治的中立性や、継続性・安定性の確保が求められるものであり、教育内容、教科書採択や職員の人事など公立学校教育に関する事務は、当然に教育行政部局が担当すべきものとして、存置すべきである。また、社会教育についても、公民館、図書館等の社会教育施設で行われる各種事業は、学校における教育活動と同様に人格形成に直接影響を与えるものであり、対象が成人であったとしてもその内容は政治的中立性の確保が必要であり、教育行政部局が担当するものとして存置すべきである。